

配慮市長意見書

家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画に係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山中 竹春

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容や検討している事項については、適切に事業計画に反映させてください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 近年、マイクロプラスチックの影響が懸念されていることから、先進的な取組の好事例となるよう、排水処理にろ過装置を導入するなどの対応を前向きに検討してください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「4 廃棄物処理施設の建設」】

- (1) 周辺環境への影響、生物の生息・生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】
計画地及びその周辺は、まとまった田園環境が残る里地的な地域であることから、隣接する特別緑地保全地区に加え、広域的なスケールで自然環境を捉えた上で、緑化計画を検討してください。
- (2) 火災、爆発等の発生防止【配慮事項(13)】
プラスチック資源を取り扱うことから、火災等の発生を防止するため、適切な安全管理を実施してください。また、計画地周辺の住民や学校等に安全管理についても丁寧に説明するよう努めてください。